

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて令和7年12月9日認可した。

令和7年12月19日

香川県知事 池 豊 人

土 地 改 良 区 名	土 地 改 良 事 業 名
まんのう町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）上田井長田地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）真野地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）佐文地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）西部2地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）西部3地区